

## 第18回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成25年4月24日(水) 14:00~16:00

2. 開催場所 日本電気協会 4階 A会議室

3. 出席者(順不同,敬称略)

出席委員:米野主査(日本原子力発電),岩崎(関西電力),井上(東京電力),椎名(日本原子力研究開発機構),高畑(四国電力),神田(中国電力),宮野(北陸電療),畠埜(九州電力),高井(原子力安全推進協会) (計9名)

代理委員:後藤(電源開発・土肥代理),佐藤(東北電力・工藤代理),中野(日本原燃・須田代理) (計3名)

常時参加者:新郷(日本原子力発電),細川(関西電力) (計2名)

オブザーバ:山本(日本原子力研究開発機構),佐竹(原子力安全推進協会),本間(東北電力) (計1名)

事務局:芝(日本電気協会) (計2名)

4. 配布資料

資料No.18-1 第17回原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)

資料No.18-2 原子力発電所緊急時対策所設計指針の改定について

参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 委員名簿

参考資料-2 安全設計分科会議事録(案)

5. 議事

(1)定足数確認,常時参加者等の承認について

主査による代理出席者3名及びオブザーバ3名の承認後,事務局より,出席委員が代理出席者を含め12名となり,委員総数の3分の2(10名)以上で,会議招集の定足数を満たしていることの報告があった。

常時参加者の変更について,委員の挙手により承認された。

楠木 細川(関西電力)

(2)前回議事録の確認について

事務局より,資料No.18-1に基づき,前回議事録案の説明があり,特にコメントはなく,正式な議事録とすることを確認した。

### (3) 原子力発電所緊急時対策所設計指針の改定について

新郷氏より、資料 18-2 に基づいて緊急時対策所設計指針の改定スケジュール及び新規制基準要求に対する指針反映のポイントについて説明があった。7月に新規制基準が施行後、分科会、原子力規格委員会に中間報告を行うと共に、本年度中を目途に改定案を原子力規格委員会に上程することで了承された。

なお、新規制基準の分科会としてのパブコメは行わないこととなった。

#### (主な質疑・コメント)

- ・ 緊対所については工認対象になる見込みである。
- ・ 検討会として新規制基準に対するパブコメについては、出すことはあるのか。  
緊対所独自の代替電源についての要求の記載が新規制基準の上程案から抜けている様である。
- ・ 指針改定案の新規制基準を受けた指針改定案について今後相談したい、資料通り、本年度中には上程の方向で検討を進めたい。なお、再稼働の審議に関する内容は(仮設備)については、指針には含めない方向で検討したい。
- ・ p7に緊対所の居住性について、7日間で評価すると書かれているが、想定をどの様にするかが問題である。代替要員との関係がよくわからない。代替要員を考慮すると7日間との関係から矛盾する。交替要員を考えるとより簡易な緊対所になる。運用側の緊急時対策指針との関係もあると思うが。  
7日間交替なしで評価する必要があるのではと考える。新規制基準では、被曝については(設備対応ではなく)評価(想定)すると記載している。それ(評価)で対応する方向かと考える。7日は実態とは合っていない。実態としては、作業員は交替することとなると考える。  
実態は、緊急時要員以外の人員は、放出前には避難する方向と考える。
- ・ 食料より排泄の方が問題である。
- ・ インリーク防止の正圧維持のボンベが膨大となり(重くなり)免震評価は難しいと考える。
- ・ ボンベでの加圧方式は難しいので、海外では簡易式の換気設備(アレバ製)が採用されている例もある。滞在場所を限ってそのような仮設備で対応する方法もある。各社社興味があれば、説明したい。
- ・ 安全機能を有する通信連絡設を設けるとなっているが、その意味は。  
個別にパブコメで問い合わせることも考えられる。
- ・ 緊対所の設計は、被曝と地震が評価上厳しいと考える。計装設備(データ伝送設備)の耐震(免震)が問題。
- ・ 社外への通信の多重性を持しているのか  
衛星通信も設置しており、これで多重化となると考える。

(4)その他

次回検討会開催は、後日調整することとした。電源開発の委員の変更(土肥委員 後藤氏)を次回分科会上程することです承された。

以 上